

令和5年 第2回 相馬地方広域水道企業団議会定例会
(記者用資料)

令和5年8月24日(木) 午前10時開議

提出案件

議案第9号 令和5年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

原案可決

(提案理由)

予算に変更が生じるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定に基づき提案するもの

税込みの水道事業費用を2,514千円増額し、補正後の収益的支出額を1,430,630千円とする。

税込みの資本的収入額を10,600千円減額し、補正後の資本的収入額を138,504千円とする。資本的支出額を11,244千円増額し、補正後の資本的支出額を1,000,248千円とする。

なお、補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、861,744千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金、及び過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

議案第10号 令和4年度相馬地方広域水道企業団水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

原案可決

(提案理由)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、令和4年度相馬地方広域水道企業団水道事業未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求め、同法第30条第4項の規定に基づき、令和4年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算に監査委員意見書を添えて議会の認定に付するもの

・令和4年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算について

税抜き収益的収入額が1,439,354,610円に対し、収益的支出額が1,426,668,583円となり、差し引きで当年度純利益が12,686,027円となるもの

税込みの資本的収入額が143,135,000円に対し、資本的支出額が838,111,853円で、差し引きの不足額が694,976,853円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするもの

・令和4年度相馬地方広域水道企業団水道事業未処分利益剰余金の処分について

当年度未処分利益剰余金162,686,027円のうち、建設改良積立金取崩し額150,000,000円を資本金へ組み入れし、当年度純利益12,686,027円を建設改良積立金に積み立てるもの

- 報告第 1 号** **専決処分の報告について**
(提案理由)
福島県市町村総合事務組合の規約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分としたので、同条第 2 項の規定により報告するもの
- 報告第 2 号** **令和 4 年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について**
(提案理由)
令和 4 年度発注配水管移設工事 2 件、計 65,900 千円について、他事業関連工事の工程との整合性を図るため工期を延長したもので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づき、予算繰越を報告するもの
- 報告第 3 号** **令和 4 年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算に係る資金不足比率の報告について**
(提案理由)
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、監査委員による決算審査の結果、令和 4 年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算に係る資金不足が無い旨を報告するもの
- 監査報告** **令和 5 年度定期監査及び例月出納検査の結果報告について**
(提案理由)
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項及び同法第 235 条の 2 第 3 項に基づき、令和 5 年度定期監査及び令和 5 年 1 月分から 6 月分までの例月出納検査結果を報告するもの